

第17回ロープ高所作業特別教育(学科教育)開催案内

(一社) 日本クレーン協会東海支部

ロープ高所作業に従事する者は特別教育の受講が必要です。ロープ高所作業とは、“高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業”であり、ビルの外装清掃作業やのり面保護工事などが該当します。

今回、「ロープ高所作業特別教育(学科)」を以下の要領で開催しますので、該当作業に従事する方にはこの機会に受講されますようご案内します。

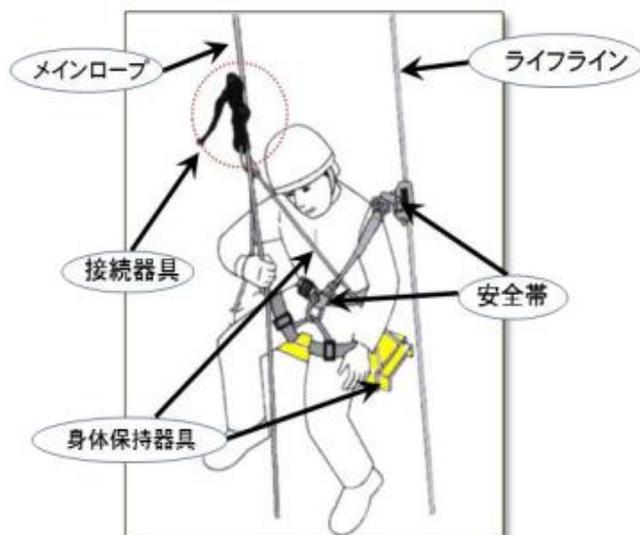
なお、実技教育については所属事業場で実施し、その記録を3年間保存する必要がありますので念のため申し添えます。

記

1. 日 時 : 2025年3月13日(木) 13時00分~17時20分
2. 会 場 : (一社)日本クレーン協会 半田教習センター
半田市住吉町3-155 Tel.0569-32-2600
3. 科 目 : (1) ロープ高所作業に関する知識 (3) 労働災害の防止に関する知識
(2) メインロープ等に関する知識 (4) 関係法令
4. 受 講 料 : 7,500円(消費税込、テキスト代1,595円含)
5. 申込方法 : 電話等でご予約の上、日本クレーン協会東海支部(愛知県半田市住吉町3-155 Tel.0569-32-2600)まで申込書に写真貼付の上、返信用封筒とともに送付ください。受講票と請求書をお送りします。※振込み手数料は貴社にてご負担ください。申込書は弊協会HP他、FAXや郵送にて入手していただけます。

受講料振込先：三菱UFJ銀行大津町支店 普通 3927386
シヤ) ニホンクレーンキョウカイ トウカイシブ

6. そ の 他 : 事業場で実施する実技科目と時間は以下のとおり。
 - (1) 「ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取り扱い」 2時間
 - (2) 「メインロープ等の点検」 1時間



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



のり面保護工事でのロープ高所作業の例